

2012年5月22日
みずほコーポレート銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第221号)

**国家外貨管理局、
江蘇・山東・湖北・浙江・福建・大連・青島で試行中の
貨物貿易外貨管理制度改革に係るQ&Aを発表
～照合制度改革、全国拡大に向け準備着々～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局はこのほど、『貨物貿易外貨管理制度改革の試行に係るQ&A(第1～5期)』(以下、『Q&A』という)を発表しました。『Q&A』は国家外貨管理局が昨年12月より、江蘇省・山東省・湖北省・浙江省(除く寧波市)・福建省(除くアモイ市)・大連市・青島市(以下、「試行地区」という)において実施中の貨物貿易に係る外貨管理制度の改革試行措置に関し、試行中に企業や銀行から寄せられた疑問点をQ&Aの形式により解説したものです。

国家外貨管理局は昨年9月、『貨物貿易外貨管理制度改革試行に関する公告』(国家外貨管理局公告2011年第2号、以下、『2号公告』という)を公布¹。一昨年から実施している貨物貿易に係る照合(中国語の「核銷」)制度改革を、輸入貨物貿易から輸出貨物貿易の範囲まで拡大させ、輸出入に係る外貨管理を一本化した制度を発表しました。『2号公告』では貨物貿易に係る外貨管理に関して、新たに『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン』、『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン実施細則』(以下、それぞれ『ガイドライン』、『実施細則』という)を制定。『ガイドライン』および『実施細則』では、貿易に従事する企業をコンプライアンス性に基づきA・B・C類の3類に分類し、コンプライアンス性を有していると認められるA類企業に対しては利便化措置を採る一方、リスクが高いと認められるB・C類の企業に対しては電子データ審査や事前届出などの個別報告義務を設けるなど、一定の規制を設けました。また、従来の1件ごとに企業の輸出入と外貨受取・支払金額とをチェックする照合手続に代わり、新たに「貨物貿易外貨モニタリングシステム」(以下、「モニタリングシステム」という)と呼ばれるシステムを利用し、企業の貨物流と資金流との一致性に対して定期的に総量確認検査を行う制度を導入しました。

さらに昨年10月には、『貨物貿易外貨管理制度試行に関する問題についての通達』(匯発[2011]39号、以下、『39号通達』という)および『「貨物貿易外貨管理試行ガイドラインオペレーション規程(銀行、企業版)」公布および改革試行に関する事項についての通達』(匯発[2011]40号、以下、『40号通達』という)を公布²。過渡期の輸出貨物貿易に係る照合手続や、貨物貿易に係る外貨受取・支払業務が試行地

¹ 『2号公告』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第191号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.191.pdf

² 『39号通達』および『40号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第195号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.195.pdf

区と非試行地区に跨る場合の手続について規定したほか、2011年12月以降、試行地区の企業は外貨管理局で照合手続を行う必要がない旨、明確化を図りました。また『40号通達』では試行地区における貨物貿易に係る決済手続につき、『貨物貿易外貨管理試行ガイドラインオペレーション規程(銀行・企業版)』(以下、『オペレーション規程』)を制定。銀行および企業による外貨受取・支払手続について詳細に規定しました。

ただし昨年12月の試行開始以降、一部の規定内容に明確さが欠けていたことから、輸出外貨受取や輸入外貨支払に係る一部業務については、国家外貨管理局による説明が待たれていました。『Q&A』では、貨物貿易に係る改革試行措置につき、『ガイドライン』および『実施細則』では不明確であった事項について、具体的に説明しています。

そこで本レポートでは試行地区で実施されている貨物貿易に係る改革試行措置につき、『Q&A』をもとに、輸入対外支払に係る実務上の注意事項や、延払や前受金などの貿易信用に係る手続などについて、解説したいと思います。

□ 輸入外貨支払手続時の留意点

『ガイドライン』および『実施細則』では、コンプライアンス性を有するA類企業に対して、輸入外貨支払手続に対して利便化措置を適用するとし、例えば貨物到着後支払の場合、従来は「輸入契約、輸入貨物通関申告書、商業インボイス」などを提出する必要がありましたが、試行地域のA類企業であれば、「輸入貨物通関申告書、輸入契約、インボイスのいずれか1つ」を提出するのみで輸入外貨支払が可能であると規定しました(保税監督管理区域など一部取引を除く)。

『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン実施細則』

第15条 企業はその真実性、合法性を有する輸入対外支払の必要に基づき、事前に外貨を購入し、その経常項目外貨口座に預け入れることができる。金融機関は企業のために対外支払または信用状開設に係る手続を行う場合、企業が記入した申告書類を審査し、かつ以下の規定に基づき相応する有効な証憑および商業書類を審査しなければならない。

- (1) 信用状、取立方式による決済の場合、国際決済慣例に基づき関連する商業書類を審査する。
- (2) 貨物到着後支払方式による決済の場合、対応する輸入貨物通関申告書または輸入契約またはインボイスを審査する。
- (3) 前払方式による決済の場合、輸入契約またはインボイスを審査する。

しかし昨年12月以降、大連市や江蘇省など、試行地区の多くの外貨管理局は、輸入外貨支払手続時に必要なエビデンスを「輸入貨物通関申告書、輸入契約、インボイスのいずれか1つ」である(貨物到着後支払の場合)とするものの、外貨支払時のエビデンス審査時に、エビデンスの原本を提出するように要求。従来はコピーの提出も可能であったエビデンスにつき、原本の提出が要求され、必要なエビデンスは1種類のみとなった反面、手続の利便性について十分考慮されていない措置が採られているため、輸入外貨支払時には、留意する必要があります。

□ 輸出外貨受取～試行直後はやや混乱するも現在は収束へ～

輸出外貨受取業務につき、『ガイドライン』および『実施細則』では、A類企業であれば、国際収支申告に係る書類を提出するのみで輸出外貨受取が可能であると規定し、外貨受取手続の利便化を

実施。ただし輸出受取外貨は従来同様、一旦「審査待ち口座」に入金し、その後に元転／振替手続を行うように規定し、一定の規制を設けていました。

こうした輸出受取外貨の元転／振替手続につき、『実施細則』第14条では、「金融機関は企業が記入した申告書類を審査し、かつ申告を完了した後、企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行わなければならない」と規定しました。

『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン実施細則』

第14条 金融機関は企業が記入した申告書類を審査し、かつ申告を完了した後、企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行わなければならない。申告した資金の性質が中継貿易に係る外貨の受取、外貨の払戻である場合、さらに本細則の規定に基づき相応する有効な証憑および商業書類を審査しなければならない。

ただし国際収支統計申告手続上、銀行による申告手続が完了するのが、最短でも外貨受取日の翌日以降³。このため『実施細則』第14条に基づいた場合、審査待ち口座資金の元転／振替が可能になるのは、銀行による国際収支統計申告が完了する外貨受取日の翌日以降であり、外貨受取日当日は、審査待ち口座資金の元転／振替手続ができない懸念があったため、昨年12月の試行開始直後は、一部、業務に混乱が生じました。

この点につき、『Q&A』第2期において、銀行がA類企業の外貨受取業務を取り扱う場合（中継貿易、外貨払戻以外の業務を除く）、銀行は企業が記入した申告書類を審査した後、企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行わなければならないと規定。審査待ち口座資金の元転／振替手続につき、銀行による申告書類の審査後に取扱が可能である旨、明確化を図りました。銀行による申告書類の審査のみであれば外貨受取日当日でも完了するため、企業による輸出外貨受取日当日の元転／振替も可能であることが明らかになったほか、『Q&A』第2期の措置に伴い、国際収支統計申告と輸出受取外貨の元転／振替に係る業務フローについても、曖昧さが解消されたこととなります。

『Q&A』第2期

Q3: 銀行が企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出を取り扱う場合、どのように書類審査を行うべきか？

A: 試行地区の銀行がリストに掲載されている企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行う場合、企業の分類状態に基づき、それぞれ書類審査を行わなければならない。

A類企業の中継貿易、外貨払戻以外の業務につき、企業が銀行窓口において国際収支申告および貿易外貨受取・支払確認検査専用情報申告（以下、「受取・支払申告」という）を行う場合、銀行は企業が記入した申告書類を審査した後、企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行わなければならない。企業が国際収支オンライン申告システムを通して受取・支払申告手続を行う場合、銀行はまず企業の元転または振替払出指図に基づき審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行い、かつ企業がオンライン申告を完了した後、企業が申告した審査待ち口座資金の入金資金に係る性質が『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン実施細則』第10条に定める貿易外貨受取代金に該当するか否か審査しなければならない。両者が一致しない場合、銀行は遅滞なく外貨管理局に報告しなければならず、外貨管理局は規定に基づき関連企業に対して処置を行う。

³ 『金融機関経由で実施する国際収支統計申告オペレーション規程』（匯発[2010]22号）第19-25条参照。

□ 前受・前払・ユーザンス回収・延払などの貿易信用に係る手続

『ガイドライン』および『実施細則』では前受や延払などの貿易信用つき、A 類企業の場合、30 日を超える前受・前払および 90 日を超えるユーザンス回収・延払に関し、モニタリングシステムを介して所定の期間内に外貨管理局へ報告するように義務付けました（詳細は次ページの図表 1 参照）。

『Q&A』では、前受・前払（30 日超）およびユーザンス回収・延払（90 日超）の起算期日に関して「通関申告書の輸出日および輸入日」であると明確に定義。さらに企業が報告期限を徒過し、モニタリングシステムを介した報告を行っていない場合、状況説明書などの書類を持参して企業所在地の外貨管理局で現場報告を行うように改めて要求しています。

また、従来の貿易信用登記管理システムでは、企業が前受・前払登記を行い、相応する貨物の輸出入通関手続を行った後、システム上で企業による抹消登記手続が必要でしたが、『Q&A』では「貿易信用などの各種報告は、期限到来後、すべて削除または抹消処理を行う必要はない」とし、モニタリングシステムでは従前のシステムのような抹消手続などが必要ない旨、明確にしています。

この他、『ガイドライン』および『実施細則』では、90 日（90 日を含まない）を超える信用状方式の決済による貿易外貨の受取・支払についても報告を行うように義務付け。『オペレーション規程』では、銀行の引受日から 90 日を超える信用状による外貨支払については、企業に対して報告を行うように明記していましたが、外貨受取業務については言及していませんでした。この点につき、『Q&A』では、「義務性報告の範疇には属さない」とするものの、「A 類企業の 90 日を超える信用状による外貨受取で金額が 1 万米ドルを超える場合などは、企業に自主的に報告を行うように勧める」とし、信用状による外貨受取が一定の規模を超えた場合はモニタリングシステムを介した報告を行うように要求しています。

『Q&A』 第 1 期

Q6： 30 日（30 日を含まない）を超える前受または前払、90 日（90 日を含まない）を超えるユーザンス回収または延払に係る輸出入期日は、通関申告書のどの期日に基づき算出するのか？

A： 貿易信用報告に係る輸出入期日は、通関申告書の輸入、輸出日である。

Q7： 客観的な原因により、企業が期限を徒過し、モニタリングシステム企業ポートでの貿易信用業務報告を行っていない場合、どのような手続を行うべきか？

A： 『貨物貿易外貨管理試行ガイドラインオペレーション規程』の企業報告管理に係る規定に基づき、企業は相応する資料を持参して所在地の外貨管理局で現場報告を行い、状況を説明しなければならず、これには期日通りにモニタリングシステム企業ポートでのオンライン報告が実施できなかった原因、報告が必要な事項および具体的な内容等が含まれる。

『Q&A』 第 4 期

Q11： 企業による貿易信用報告の期限が到来した後、報告を削除する必要はあるか？

A： 貿易信用等の各種報告は、期限到来後、すべて削除または抹消処理を行う必要はない。

『Q&A』 第 5 期

Q3： A 類企業の 90 日を超えるユーザンス回収、延払および 90 日を超える信用状による外貨支払は、すべて義務性報告を行わなければならないが、A 類企業は 90 日を超える信用状による外貨受取についても報告するのか？

A： 『貨物貿易外貨管理制度改革試行に関する公告』（国家外貨管理局公告 2011 年第 2 号）の規定に基づき、A 類企業は 30 日を超える前受けまたは前払、90 日を超えるユーザンス回収または延払に対して、すべて義務性報告を行わなければならないが、企業は規定の期限内に外貨管理局に対して報告を行わなければならない。

義務性報告の範疇には属さないが、企業の資金流および貨物流の指標比率に異常をもたらす企業の貿易信用および関連事項、例えば A 類企業の 90 日を超える信用状による外貨受取で金額が 1 万米ドルを超える場合等は、企業に自主的に報告を行うように勧める。

【図表1】 貿易信用・ユーザンス信用状・中継貿易に係る貨物貿易外貨モニタリングシステムでの報告義務

◆ 前受 ◆

報告対象	A類企業	30日を超える前受。
	B・C類企業	すべての前受。
報告期限	代金受取日から30日以内。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、輸出予定日、輸出に対応する前受金額などの情報を報告。	

◆ 前払 ◆

報告対象	A類企業	30日を超える前払。
	B・C類企業	すべての前払。
報告期限	代金支払日から30日以内。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、輸入予定日、輸入に対応する前払金額などの情報を報告。	

◆ ユーザンス回収 ◆

報告対象	A類企業	90日を超えるユーザンス回収。
	B・C類企業	30日を超えるユーザンス回収。
報告期限	輸出日から30日以内。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、受取予定日、ユーザンス回収に対応する通関申告書金額などの情報を報告。	

◆ 延払 ◆

報告対象	A類企業	90日を超える延払。
	B・C類企業	30日を超える延払。
報告期限	輸入日から30日以内。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、支払予定日、延払に対応する通関申告書金額などの情報を報告。	

◆ ユーザンス信用状 ◆

報告対象	90日を超える信用状方式決済による貿易外貨支払で、支払予定日が貨物輸入日より後の場合。 (90日を超える信用状とは、 <u>引受日と支払日との間隔が90日を超えているもの</u> を指す)	
報告期限	輸入日から30日以内。	
報告内容	モニタリングシステムを経由して、支払予定日、対応する通関申告書金額などの情報を報告。	

◆ 中継貿易 ◆

報告対象	1件の契約に係る中継貿易の受取・支払期日の間隔が90日を超え、かつ先に受け取り、後で支払う方式における外貨受取金額または先に支払い、後で受け取る方式の外貨支払金額が50万米ドル相当を超える業務。	
報告期限	【先に受け取り、後で支払う方式の場合】	受取日から30日以内。
	【先に支払い、後で受け取る方式の場合】	支払日から30日以内。
報告内容	【先に受け取り、後で支払う方式の場合】	相応する支払予定日、支払金額などの情報を報告。
	【先に支払い、後で受け取る方式の場合】	相応する受取予定日、受取金額などの情報を報告。

■ 注意 ■

- ✓ B類企業の外貨受取・支払金額が当該企業の外貨受取・支払可能限度額を超過した場合、事前に外貨管理局で登記手続が必要。
- ✓ B類企業は以下の業務の取扱禁止：90日を超える延払業務、90日を超える外貨受取条項を含む輸出契約の締結。
- ✓ C類企業の外貨受取・支払業務は、1件ごとに事前に外貨管理局で登記手続が必要。
- ✓ C類企業は以下の業務の取扱禁止：90日を超えるユーザンス信用状（期間延長を含む）、90日を超える延払・取立に係る業務、90日を超える外貨受取条項を含む輸出契約の締結、中継貿易に係る外貨受取・支払業務、多国籍グループの外貨集中受払。
- ✓ 同一契約における中継貿易に係る受取代金の元転または振替払出金額が相応する支払金額の20%を超える場合、事前に外貨管理局で登記手続が必要。

(『ガイドライン』、『実施細則』、『オペレーション規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 保税監督管理区域における貨物貿易外貨受取・支払手続

『ガイドライン』および『実施細則』では、保税監督管理区域企業（以下、「区内企業」という）に係る貿易外貨の受取・支払に関して、『ガイドライン』および『実施細則』を参照して執行するが、保税監督管理区域の外貨管理政策に別途、規定のある場合を除く、と規定。しかし具体的な適用範囲については明記されていませんでした。

『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン』

第 32 条 保税監督管理区域企業に係る貿易外貨の受取・支払は本ガイドラインを参照するが、保税監督管理区域の外貨管理政策に別途、規定のある場合を除く。

『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン実施細則』

第 63 条 区内企業に係る貿易外貨の受取・支払は本細則を参照して適用するが、保税監督管理区域外貨管理政策に別途、明確に規定のある場合を除く。

この点につき、『Q&A』第 1 期では、区内企業に係る貿易信用業務の報告業務につき、区内企業が保税業務を行う場合は前受・前払・ユーザンス回収・延払などの「義務性報告を行う必要はない」とし、非保税業務を取り扱う場合は、義務性報告を行う必要があると規定。また区内企業のその他の関連業務もすべて、当該業務が「保税か否か」という区分に基づき取り扱う旨、明確化を図っています。

『Q&A』第 1 期

Q3 : 保税監督管理区域企業（保税業務および非保税業務）は貿易信用業務等の業務に係る報告を行う必要があるか？

A : 『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン』（以下、『試行ガイドライン』という）に基づき、保税監督管理区域企業に係る貿易外貨受取・支払は『試行ガイドライン』を参照して適用するが、保税監督管理区域の外貨管理政策に別途規定のある場合を除く。このため、保税監督管理区域企業の保税業務は現行の関連規定に基づき取り扱い、企業は義務性報告を行う必要はない。非保税業務に係る貿易外貨受取・支払は試行法規に基づき貿易信用等の義務性報告を行わなければならない。

その他、試行地区の保税監督管理区域企業のその他の関連業務は、すべて保税か否かによる区分を適用する、という政策の原則に基づき、企業が非保税品業務を取り扱っている場合、『試行ガイドライン』および『実施細則』等の関連試行法規における A 類企業の適用政策を遵守しなければならない。企業は金融機関で業務手続を行う前に、関連する輸出入が保税業務か否か、自主的に説明しなければならない。

□ 人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る手続

『ガイドライン』および『実施細則』では、原則として通貨が外貨である場合の手続について規定しており、人民元建てクロスボーダー貿易決済に係る手続については、明確に規定されていませんでした。この点につき『Q&A』第 1 期では、人民元建てで通関を行い、人民元建てで決済を行った場合は、モニタリングシステムを介した「貿易信用などの企業報告を行う必要はない」と明記。さらに『Q&A』第 4 期では、外貨建てで通関を行い、人民元建てで決済を行う場合や人民元建てで

通関を行い、外貨建てで決済を行う場合など、通関と決済の建値が一致しない人民元建てクロスボーダー貿易決済については「貨物貿易外貨管理改革試行政策を適用し、企業は規定に基づき外貨管理局に対して報告を行い、B・C類企業は試行分類管理措置に基づき、貿易外貨受取・支払業務手続を行わなければならない」とし、管理区分を明確にしています。

『Q&A』第1期

- Q8： 人民元建てクロスボーダー貿易業務につき、企業は貿易信用等の業務報告手続を行う必要があるか？
- A： 人民元建てで通関を行い、かつ人民元建てで決済を行うクロスボーダー貿易に関して、『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号）に基づき手続を行った場合、貿易信用等の企業報告を行う必要はない。

『Q&A』第4期

- Q12： 貨物貿易外貨管理政策はクロスボーダー人民元業務にも適用するのか？例えばB類企業は限度額の照合検査は必要か？C類企業は登記管理を参照するのか？
- A： 『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号）の規定に合致し、同時に人民元建てで通関および決済手続を行うクロスボーダー貿易に対して企業は貿易信用等の義務性報告を行う必要はなく、B類企業は金融機関による限度額の照合検査を受ける必要はなく、C類企業は登記手続を行う必要はない。企業が外貨建てで通関を行い、人民元建てで決済を行う、または人民元建てで通関を行い、外貨建てで決済を行うクロスボーダー貿易に対しては、貨物貿易外貨管理改革試行政策を適用し、企業は規定に基づき外貨管理局に対して報告を行い、B・C類企業は試行分類管理措置に基づき、貿易外貨受取・支払業務手続を行わなければならない。

□ 今後の展望～年内の全国展開を予定、一部業務では若干の規定変更も模索～

『ガイドライン』および『実施細則』が昨年12月に試行され、間もなく半年。国家外貨管理局は今年に入り、「時期を見て、貨物貿易外貨管理改革の全国展開を実施する」と言及していることから、年内にも照合制度改革が全国にも拡大されるのではないかと考えられています⁴。

全国展開に向けた準備的措置として、国家外貨管理局はまず、外貨支払・受取に必要な証憑の様式変更に着手。『海外送金取組申請書』や『対外支払／引受通知書』、『国内送金取組申請書』、『国内支払／引受通知書』、『涉外収入申告書』、『国内収入申告書』といった証憑につき、銀行に対して2012年3月31日までに、規定に基づき、外貨管理局で新たな証憑に係る届出業務を完了するように要求⁵。新証憑の使用開始期日は別途規定するとしているものの、貨物貿易外貨管理改革の全国展開に併せて、新たな証憑の使用も開始されるのではないかとされています。

また企業や銀行が外貨受取・支払の際に、国家外貨管理局への報告などに使用するシステムの統合も開始。昨年12月に貨物貿易外貨管理改革の試行とともに導入されたモニタリングシステムと、国家外貨管理局が2008年7月から導入している「貿易信用登記管理システム」につき、企業ポートを除いた、外貨管理局と銀行ポートの統合を開始（企業ポートは両システムとも引き続き使用可能）。

⁴ 国家外汇管理局 不断深化外汇管理改革 积极促进贸易投资便利化：
http://www.safe.gov.cn/model_safe/news/new_detail.jsp?ID=90000000000000000000_961&id=3&type=1,2

⁵ 关于做好调整境内银行涉外收付凭证及相关信息报送准备工作的通知（汇发[2011]49号）
http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=80200000000000000000_63&id=4

2012年4月1日以降、銀行に対して、モニタリングシステムを利用して貿易信用登記管理業務を行うように要求しました⁶。

上述のように、国家外貨管理局が証憑の変更やシステム統合といった貨物貿易に係る外貨管理制度改革に付随する業務を着々と進めていることから、制度改革の全国展開も間近に迫っているのではないかと予想されます。

2010年から着手された照合制度改革。最初は輸入外貨支払から始まり、昨年12月からは試行地区を指定し、輸出・輸入に係る外貨管理を一本化。貨物貿易に係る外貨管理手続上、大きな障害となっていた照合制度の撤廃に向け、徐々にその歩みを加速させています。将来的に貨物貿易の外貨管理改革が全国に展開された場合、廃止される法規は100以上になると言われており、経常項目の外貨管理政策に一大変革をもたらすこととなります。

また全国展開時には、試行規定の内容については一部、改訂を実施予定。本レポート2-3ページで述べた輸出外貨受取については、関連手続の明確化が図られるほか、コンプライアンス性を有するA類企業であれば、「審査待ち口座」からの資金移動につき、利便化措置が実施される見込みです。一方、延払や前受などの貿易信用に係る取引については、一定の期間を超える貿易信用取引などの場合、現行の規定に比べ、より厳格な措置が採られると言われています。

さらに現在の試行地域における『ガイドライン』および『実施細則』に基づいた手続では、企業が税関で輸出通関手続を行う場合、依然として「輸出外貨受取照合書」の提出が義務付けられていますが、『2号公告』第4条では、「貨物貿易外貨管理制度改革が全国に展開された後、税関総署および国家外貨管理局は輸出通関フローに対して調整を行い、輸出外貨受取照合書を取り消す」と規定し、将来的に「輸出外貨受取照合書」の廃止を示唆しています。この点から、貨物貿易外貨管理改革が全国に展開された場合、貿易取引、特に輸出取引につき、外貨管理局だけではなく、税関や税務局での手続にも大きく影響を及ぼすことが予想されるため、今後の動向には充分、留意する必要があります。

国家外貨管理局は貿易の利便化措置を図る一方、クロスボーダーの資金移動に対しては依然として厳しい目を光らせています。昨年12月から試行されている『ガイドライン』、『実施細則』においても、新たにモニタリングシステムを導入し、異常な資金移動に対してはオフサイトモニタリングや現場検査を実施し、またコンプライアンス上、問題のあるB・C類企業に対しては厳格な審査を設けることにより、違法なクロスボーダー資金移動に対する取締強化を図ろうとする姿勢を示しています。

こうした状況下、外貨管理政策に注視した上、金融関係当局の動向にあわせた対応をとる必要性がますます高まっているのではないのでしょうか。

『Q&A』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）および21ページ以降にございます中国語原文をご参照ください⁷。

なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

⁶ 关于开展贸易信贷登记管理等系统应用门户整合推广工作的通知（汇综发[2012]18号）

⁷ 『Q&A』第3期はシステムに係る内容のため、日本語訳（仮訳）は省略しております。

『貨物貿易外貨管理制度改革の試行に係る Q&A』

第 1 期

* 貿易外貨受取・支払

Q1 : 貿易外貨支払の外貨払戻代金は審査待ち口座に入金すべきか？

A : 審査待ち口座に入金しなければならない。『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン実施細則』(以下、『実施細則』という) 第 13 条では、審査待ち口座の入金範囲は貿易外貨受取代金に限るが、輸出トレードファイナンスに係る国内金融機関の貸付金および国外⁸からの回収資金は含まない、と規定している。貿易外貨支払の外貨払戻代金は貿易外貨受取代金に該当する。

* 企業による報告

Q2 : 試行日以前に、企業が貿易信用業務を完了していない場合、貨物貿易外貨モニタリングシステム(以下、「モニタリングシステム」という)において報告を行うべきか？

A : 改革試行法規は 12 月 1 日から正式に実施した。試行開始後、企業に貿易信用が発生した場合、モニタリングシステムを通して報告を行わなければならない。債権または債務関係が試行開始以前に発生し、試行後に終了した貿易信用につき、企業はそれが貿易外貨受取・支払の総量に与える影響を自主的に判断し、重大な影響が存在する場合、企業はオンラインまたは外貨管理局での現場報告の方式を採用し、自主的に外貨管理局に報告することができる。

Q3 : 保税監督管理区域企業(保税業務および非保税業務)は貿易信用業務等の業務に係る報告を行う必要があるか？

A : 『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン』(以下、『試行ガイドライン』という)に基づき、保税監督管理区域企業に係る貿易外貨受取・支払は『試行ガイドライン』を参照して適用するが、保税監督管理区域の外貨管理政策に別途規定のある場合を除く。このため、保税監督管理区域企業の保税業務は現行の関連規定に基づき取り扱い、企業は義務性報告を行う必要はない。非保税業務に係る貿易外貨受取・支払は試行法規に基づき貿易信用等の義務性報告を行わなければならない。

その他、試行地区の保税監督管理区域企業のその他の関連業務は、すべて保税か否かによる区分を適用する、という政策の原則に基づき、企業が非保税品業務を取り扱っている場合、『試行ガイドライン』および『実施細則』等の関連試行法規における A 類企業の適用政策を遵守しなければならない。企業は金融機関で業務手続を行う前に、関連する輸出入が保税業務か否か、自主的に説明しなければならない。

⁸ 中国語原文では「国内(境内)」と記載されているが、『ガイドライン』および『実施細則』などの関連規定に基づき、翻訳では「国外(境外)」とした。

Q4： 企業の輸出入通関金額と相応する外貨受取・支払金額に、差額が存在すれば、差額報告を行わなければならないか？

A： 『実施細則』の規定によれば、差額報告は企業の自主的報告行為の1つである。1件の輸入通関申告書の金額と相応する外貨支払金額、1件の輸出通関申告書の金額と相応する外貨受取金額との間に差額が存在する場合、企業は当該金額につき、その外貨受取・支払と輸出入の一致状況の影響度に基づき、差額金額および差額原因等の情報を所在地の外貨管理局に報告するか否か、自主的に決めることができる。

Q5： モニタリングシステム企業ポートのオンライン業務報告管理の前受報告における「修正」モジュールと「調整」モジュールは何の区別があるのか？

A： 前受報告の修正および調整はともに、報告済の前受報告情報に対して変更を行うものである。

このうち、前受報告の修正オペレーションの期日制限は、報告済の前受金に係る外貨受取期日と当面のオペレーション期日とのスパンが30日以内（30日を含む）である。このような状況において、企業は前受報告の輸出予定日をそれ以前または以後の期日に調整することができ、輸出予定日に対応する前受金額の増加または減少を行うことができる。

前受報告の調整オペレーションの期日制限は、報告済の前受金に係る外貨受取日と当面の期日とのスパンが30日を超えている、というものである。このような状況において、企業は報告済の前受金の報告金額を分割することができ、企業は前受金について報告した輸出予定日を以後の期日に調整することができる。

Q6： 30日（30日を含まない）を超える前受または前払、90日（90日を含まない）を超えるユーザンス回収または延払に係る輸出入期日は、通関申告書のどの期日に基づき算出するのか？

A： 貿易信用報告に係る輸出入期日は、通関申告書の輸入、輸出日である。

Q7： 客観的な原因により、企業が期限を徒過し、モニタリングシステム企業ポートでの貿易信用業務報告を行っていない場合、どのような手続を行うべきか？

A： 『貨物貿易外貨管理試行ガイドラインオペレーション規程』の企業報告管理に係る規定に基づき、企業は相応する資料を持参して所在地の外貨管理局で現場報告を行い、状況を説明しなければならず、これには期日通りにモニタリングシステム企業ポートでのオンライン報告が実施できなかった原因、報告が必要な事項および具体的な内容等が含まれる。

Q8： 人民元建てクロスボーダー貿易業務につき、企業は貿易信用等の業務報告手続を行う必要があるか？

A : 人民元建てで通関を行い、かつ人民元建てで決済を行うクロスボーダー貿易に関して、『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号）に基づき手続を行った場合、貿易信用等の企業報告を行う必要はない。

*** その他**

Q9 : 試行地区の企業が非試行地区の銀行で貿易信用業務に係る手続を行う場合、非試行地区の銀行はどのように取り扱うべきか？

A : 匯発[2011]39号文書に基づき、試行地区の企業が非試行地区の銀行で貿易信用業務に係る手続を行う場合、非試行地区の銀行は当該企業のために前払情報の照合およびユーザンス回収・延払に係る抹消登記等の手続を行う必要はない。

Q10 : 試行日以前に、企業が照合を実施していない輸出業務はどのように処理すべきか？

A : 匯発[2011]39号文書に基づき、2011年12月1日以前に輸出し、かつ当該期日までに照合を行っていない輸出業務につき、企業は輸出外貨受取に係る照合手続を行う必要はない。

Q11 : 規定に基づけば、外貨管理局は随時、分類レベルを引き下げることが可能だが、金融機関は外貨受取・支払業務を取り扱う場合、1件ごとに企業のリスト状態および分類状態を印刷する必要があるか？

A : 『実施細則』第12条では、金融機関が企業のために貿易外貨受取・支払業務を取り扱う場合、モニタリングシステムを通して企業のリスト状態および分類状態を検索しなければならないと規定している。実際のオペレーションにおいて、金融機関は当該機関のオペレーションフローおよび内部統制制度に係る規定に基づき、関連資料を印刷し、かつ保管することができる。

Q12 : 非試行地区の金融機関が試行地区の企業のために業務手続を行う場合、どのように企業の分類状態を検索するのか？また輸出外貨受取業務時にネットワーク検査を行う必要はあるのか？

A : 非試行地区の銀行が試行地区の企業のために業務手続を行う場合、モニタリングシステム銀行ポートを通して当該企業の分類状態を検索することはできない。銀行は自主的に企業の分類状態について質問することができ、企業は自主的に銀行に対して説明しなければならない。

匯発[2011]39号文書に基づき、試行地区のB、C類企業は企業所在地の外貨管理局が発行する登記表を持参し、非試行地区の銀行で貿易外貨受取・支払業務に係る手続を行い、うち、B類企業について、暫時、企業所在地の外貨管理局が電子データ確認検査を実施する。試行地区のA類企業について、非試行地区の銀行は非試行地区における現行の輸出外貨受取に係る規定およびA類

輸入企業の適用措置に基づき手続を行う。このため試行地区の A 類企業が非試行地区の銀行で輸出外貨受取を行う場合、銀行はネットワーク検査を行わなければならない。

『貨物貿易外貨管理制度改革の試行に係る Q&A』

第 2 期

* リスト管理

Q1 : 企業リストの変動情況につき、銀行はどのように把握すべきか。

(1) 企業が銀行で信用状を開設した際、リスト状態は“A”であったが、書類を受領して対外支払を行おうとする際に、企業のリスト状態が“B”に変更されていることに気がついた場合、銀行は当該対外支払時に電子データ確認検査を行う必要はあるか？

(2) 企業が銀行で輸出信用状業務に係る手続を行い、銀行が企業に対して輸出ファイナンスを行い、この際のリスト状態は“A”であったが、企業が回収資金を受け取る際に、企業のリスト状態が“B”に変更されていることに気がついた場合、銀行は当該返済手続時に電子データ確認検査を行う必要はあるか？

A : 匯発[2011]39号文書に添付されている『貨物貿易外貨管理試行ガイドラインオペレーション規程』に基づき、B類企業に対して、銀行は信用状の開設および輸出トレードファイナンスの実行を取り扱う際に電子データ確認検査を実施しなければならない。上述の分類監督管理期間を跨ぐ状況につき、企業が“B”類となった場合、信用状の開設または輸出トレードファイナンスの実行はすでに手続が完了しており（当該時点において電子データ確認検査を行う必要がない）、“B”類企業の電子データ確認検査の実施段階を過ぎている。このため、企業の信用状による対外支払および輸出トレードファイナンスの資金回収時に、電子確認検査を実施する必要はない。

Q2 : 試行地区の企業が非試行地区の銀行で貿易外貨受取・支払業務を行う際に、非試行地区の銀行は当該銀行の試行地区にある拠点を通して企業の分類状態を検索し、企業に対して自主的な説明を要求しないことは可能か？

A : 当該銀行の試行地区にある拠点を通して企業の分類状態を検索してもよい。

* 貿易外貨受取・支払

Q3 : 銀行が企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出を取り扱う場合、どのように書類審査を行うべきか？

A : 試行地区の銀行がリストに掲載されている企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行う場合、企業の分類状態に基づき、それぞれ書類審査を行わなければならない。

A類企業の中継貿易、外貨払戻以外の業務につき、企業が銀行窓口において国際収支申告および貿易外貨受取・支払確認検査専用情報申告（以下、「受取・支払申告」という）を行う場合、銀行は企業が記入した申告書類を審査した後、企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出

手続を行わなければならない。企業が国際収支オンライン申告システムを通して受取・支払申告手続を行う場合、銀行はまず企業の元転または振替払出指図に基づき審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行い、かつ企業がオンライン申告を完了した後、企業が申告した審査待ち口座資金の入金資金に係る性質が『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン実施細則』第10条に定める貿易外貨受取代金に該当するか否かを審査しなければならない。両者が一致しない場合、銀行は遅滞なく外貨管理局に報告しなければならない。両者が一致しない場合、銀行は遅滞なく外貨管理局に報告しなければならない。外貨管理局は規定に基づき関連企業に対して処置を行う。

B 類企業の業務および A 類企業の中継貿易、外貨払戻業務につき、銀行は企業が記入した申告書類またはオンライン申告情報、提出した相応する有効な証憑および商業書類を審査した後、企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行わなければならない。

C 類企業の業務およびその他の規定に基づき登記表による手続が必要な業務につき、銀行は企業が記入した申告書類またはオンライン申告情報、提出した登記表を審査し、登記表に注記を行った後、企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行わなければならない。

Q4： 非試行地区の企業が試行地区の銀行で輸出外貨受取業務を行う場合、企業は照合手続を行う必要があるが、銀行は輸出外貨回収照合専用書を発行する必要があるか？

A： 匯発[2011]39号文書に基づき、非試行地区の輸出企業が試行地区の銀行で貿易外貨受取・支払業務を行う場合、銀行は試行地区の A 類企業の適用措置に基づき業務審査を行った後、引き続き輸出外貨回収照合専用書を発行しなければならない。

* 企業による報告

Q5： A 類企業の 90 日を超える延払が、2011 年 5 月より前の通関申告書である場合、支払前に必ずモニタリングシステムにおいて報告を行わなければならないか、それとも支払後 30 日以内に報告を行うのか？

A： まず、12 月 1 日以前の貿易信用につき補充報告が必要か否かについてであるが、改革試行法規は 12 月 1 日から正式に実施され、試行開始後、企業に発生する貿易信用はモニタリングシステムを通して報告を行わなければならない。債権または債務関係の発生が試行開始前で、試行日以降に完結した貿易信用につき、企業はそれが貿易外貨受取・支払の総量に与える影響を自主的に判断する。重大な影響が存在するものについて、企業はオンラインまたは外貨管理局での現場報告の方式を採用して自主的に外貨管理局に報告することができる。

次に、貿易信用報告の期日についてであるが、前受・前払報告は実際の代金受取・代金支払発生後で、ユーザンス回収・延払報告は実際の輸出・輸入発生後であり、そのため延払の報告期日は

最後の実際の支払を基準にして判断してはならない。

* その他

Q6：一部の企業はなぜ、直近のモニタリング指標が許容値を超えていないにもかかわらず、システム上で、重点モニタリング企業として総量選別されるのか？

A：モニタリングシステムは月ごとに企業の各種指標データを集計し、かつ総量選別による許容値レベルに基づき、重点モニタリング企業を選別する。集計および選別の期日は毎月第一週目の週末である。このうち集計の計算締切日は前月末の企業の各種指標データであり、選別は企業の2ヶ月遡った総量選別指標に基づき行う。例えば、2011年12月3、4日における集計の計算締切日は2011年11月末の企業の各種指標データで、既定のレベルに基づき、2011年10月の総量確認検査指標（確認検査期間は2010年11月から2011年10月まで）に対して、重点モニタリング企業を選別する。以降の各月はこれをもって類推する。

『貨物貿易外貨管理制度改革の試行に係る Q&A』

第 4 期

* 貿易外貨受取・支払

Q1 : 企業が外貨払戻に係る支払手続を行う場合、銀行の支払代金は、企業の経常項目外貨口座から支払うのか、それとも企業の審査待ち口座から支払うのか？

A : 企業の経常項目外貨口座から支払う。審査待ち口座の支払範囲は、元転または企業の経常項目外貨口座への振替入金、および外貨管理局で登記を受けたその他の外貨支払である。

Q2 : トレードファイナンスに係る貸付実行および国外からの回収資金は審査待ち口座を通過する必要はないが、外貨貸付専用口座を通過する必要はあるか？回収資金は元金および費用部分のことを指すのか、それとも回収資金全額のことを指すのか？

A : トレードファイナンスに係る貸付実行および国外からの回収資金は直接、経常項目外貨口座に入金し、外貨貸付専用口座を通過する必要はない。トレードファイナンスの回収資金は、回収資金全額のことを指す。

Q3 : ある拠点において、某企業の来料加工の加工賃に係る元転手続の段階で、顧客の提供する通関申告書の加工賃金額と外貨受取金額との差額が比較的大きいことを発見した。このような状況につき、銀行はどのように把握すべきか？

A : A 類企業に対して、銀行は企業が記入する申告書類を審査し、申告を完了した後、直ちに企業のために審査待ち口座資金の元転または振替払出手続を行うことができる。B 類企業に対して、銀行はさらに規定に基づき輸出通関申告書、輸出契約等の有効な証憑および商業書類を審査する必要があるが、企業の提出する取引書類と貿易外貨受取・支払状況との不一致を発見した場合、当該企業のために関連業務を取り扱ってはならず、かつ遅滞なく外貨管理局に対して企業に存在する異常な、または疑わしい外貨受取・支払行為を報告しなければならない。

Q4 : A 類企業の来料加工超過比率業務は、特殊な確認検査処理を行う必要はあるか？

A : 試行の政策法規に基づき、A 類企業の来料加工超過比率業務は、特殊な確認検査処理を行う必要はない。

Q5 : 『貨物貿易外貨管理試行ガイドライン実施細則』（以下、『実施細則』という）では、企業が代金受領後に元転手続を行う際に契約を提出する必要があるが、各種要因により、企業が外貨受取金額と完全に一致する契約またはインボイスを提供できず、企業は直ちに元転手続を行えない状況を招いている。

- A : 『実施細則』では、A 類企業が外貨受取または元転手続を行う際に、貿易の利便化措置を提供し、契約またはインボイス等を提出する必要はなく、B 類企業または C 類企業に対しては、関連業務の背景資料を審査のために提出するように規定している。
- Q6 : 照合制度改革後、12 月 1 日以前に企業の審査待ち口座に滞留した残高（例えば改革前に限度額不足により払出を行うことができなかつた等が要因）はどのように処理すべきか？12 月 1 日以前に審査待ち口座に入金済であるが、まだ輸出外貨回収照合専用書を受領していない場合、銀行は輸出外貨回収照合専用書を発行するのか？
- A : 試行地区の A 類企業に係る 12 月 1 日以前に審査待ち口座に滞留した資金の元転または振替業務は、国際収支申告書類に基づき、試行地区の銀行で処理することができる。試行地区の B、C 類企業は外貨管理局が発行する登記表に基づき手続を行わなければならない、銀行は企業のために輸出外貨回収照合専用書を発行する必要はない。
- Q7 : 貿易外貨受取代金の元転または振替手続時に、銀行は企業の異なる分類に基づき、相応する書類および申告証憑を審査する必要があるが、貿易外貨受取の代金受取・審査待ち口座への入金段階において、銀行は企業の異なる分類に基づき、審査を行い、かつ関連書類を保管する必要があるか？
- A : 貿易外貨受取の審査待ち口座への入金段階において、銀行は企業分類の検索および関連証憑の審査を行う必要はない。元転または振替手続時に、銀行は企業のリストおよび分類を検索しなければならない。リストに掲載されていない企業に対しては、元転または振替手続を行ってはならず、銀行は遅滞なく当該企業に対してリスト登記手続を行うように通知しなければならない。
- Q8 : 貨物貿易輸入外貨支払業務に係る審査では、「金融機関は企業のために外貨支払または信用状開設手続を行う場合、企業の記入した支払申告証憑を審査しなければならない」と規定しているが、実際の業務において、信用状開設時に支払申告書類を記入する必要はなく、支払／引受時に記入する。では、これは企業が信用状を開設する際に押印済の空白の支払申告書類を提出する必要があると言っているのか？
- A : 金融機関は実際の外貨支払時に企業の記入する申告書類を審査するのみでよく、信用状開設時は国際慣例に基づき審査を行い、押印済の空白の支払申告書類を提出する必要はない。
- Q9 : 貨物到着後支払の A 類企業による外貨支払につき、企業が契約しか提供しない場合、国際収支の申告に使用するために、輸入通関申告書を提出する必要があるか？
- A : 国際収支申告書類上の輸入通関申告書番号は、企業が自ら記入すべきであり、銀行は通関申告書を照合する必要はない。

Q10：企業が事前に外貨購入手続を行う場合に、銀行が受理するとき、関連証憑を審査する必要はあるか？企業は事前に、購入した外貨資金を当該会社がその他の銀行に開設した同一名義・同一性質口座に振り替えることはできるか？

A：企業が事前に外貨購入手続を行う場合、関連する資料を提出する必要はない。企業は外貨購入後、直接、その経常項目口座に振り替えることができ、また資金を当該会社がその他の銀行に開設した同一名義・同一性質口座に振り込むこともできる。企業が実際に外貨支払に使用するとき、外貨指定銀行は関連する政策の要求に基づき、その対応する証憑を審査しなければならない。

*** 企業による報告**

Q11：企業による貿易信用報告の期限が到来した後、報告を削除する必要はあるか？

A：貿易信用等の各種報告は、期限到来後、すべて削除または抹消処理を行う必要はない。

*** その他**

Q12：貨物貿易外貨管理政策はクロスボーダー人民元業務にも適用するのか？例えばB類企業は限度額の照合検査は必要か？C類企業は登記管理を参照するのか？

A：『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』（中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号）の規定に合致し、同時に人民元建てで通関および決済手続を行うクロスボーダー貿易に対して企業は貿易信用等の義務性報告を行う必要はなく、B類企業は金融機関による限度額の照合検査を受ける必要はなく、C類企業は登記手続を行う必要はない。企業が外貨建てで通関を行い、人民元建てで決済を行う、または人民元建てで通関を行い、外貨建てで決済を行うクロスボーダー貿易に対しては、貨物貿易外貨管理改革試行政策を適用し、企業は規定に基づき外貨管理局に対して報告を行い、B・C類企業は試行分類管理措置に基づき、貿易外貨受取・支払業務手続を行わなければならない。

『貨物貿易外貨管理制度改革の試行に係る Q&A』

第 5 期

* 貿易外貨受取・支払

Q1 : 非試行地区の銀行が試行地区の企業のために前受金業務を取り扱う場合、審査待ち口座に入金する必要はあるか？また前受金限度額に係る差引手続を行わなければならないか？

A : 試行期間中、試行地区の企業は前受金登記手続を行う必要はない。非試行地区の銀行が試行地区の企業のために前受金手続を行う場合、審査待ち口座に入金しなければならず、前受金限度額の差引に係る手続を行う必要はない。試行地区の企業は所在地の外貨管理局が発行する『登記表』を持参して、非試行地区の銀行で貿易信用に関連する業務を行う。

Q2 : 非試行地区の銀行が試行地区の企業のために輸出受取外貨の払戻手続を行う場合、現行の輸出関連規定に基づき、試行地区の企業のために『差引済輸出外貨受取／照合証明』を発行する必要はあるか？ただし試行地区の外貨管理局はすでに輸出外貨受取報告システムの使用を暫時、停止しているため、銀行はどのように処理すべきか？

A : 匯発[2011]40号文書の規定に基づき、試行地区の企業が非試行地区の銀行で輸出受取外貨の払戻手続を行う場合、所在地の外貨管理局が発行する紙ベースの『登記表』に基づき、外貨払戻業務を行わなければならない。もとの規定に基づき企業に『差引済輸出外貨受取／照合証明』を提出させる必要はない。

* 企業による報告

Q3 : A類企業の90日を超えるユーザンス回収、延払および90日を超える信用状による外貨支払は、すべて義務性報告を行わなければならないが、A類企業は90日を超える信用状による外貨受取についても報告するのか？

A : 『貨物貿易外貨管理制度改革試行に関する公告』（国家外貨管理局公告2011年第2号）の規定に基づき、A類企業は30日を超える前受または前払、90日を超えるユーザンス回収または延払に対して、すべて義務性報告を行わなければならない。企業は規定の期限内に外貨管理局に対して報告を行わなければならない。

義務性報告の範疇には属さないが、企業の資金流および貨物流の指標比率に異常をもたらす企業の貿易信用および関連事項、例えばA類企業の90日を超える信用状による外貨受取で金額が1万米ドルを超える場合等は、企業に自主的に報告を行うように勧める。

- Q4 : 進料加工に係る輸入外貨支払に輸出との相殺が存在する状況につき、輸入と輸出との間隔が数ヶ月に及ぶ、ひいては年度を跨り、企業の資金流および貨物流にやや大きな影響を及ぼす可能性がある。企業は自主的に報告を行うべきか？
- A : 一般的な状況において、進料加工の相殺行為が12ヶ月以内に完了している場合、報告を行う必要はない。相殺行為の期間が1年を超え、かつ相殺金額が1万米ドルを超える場合、企業に自主的に報告を行うように勧める。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

货物贸易外汇管理制度改革试点问题解答

第一期

* 贸易外汇收支

问题 1: 贸易付汇的退汇收入是否进入待核查账户?

答: 须进入待核查账户。《货物贸易外汇管理试点指引实施细则》(简称实施细则)第十三条规定,待核查账户的收入范围限于贸易外汇收入,但不含出口贸易融资项下境内金融机构放款及境内⁹回款。贸易付汇的退汇收入属于贸易外汇收入。

* 企业报告

问题 2: 试点之日前,企业尚未完成的贸易信贷业务是否需要在货物贸易外汇监测系统(以下简称监测系统)中进行报告?

答: 改革试点法规自 12 月 1 日起正式实施,试点开始后,企业发生的贸易信贷应当通过监测系统⁹进行报告。对于债权或债务关系发生在试点开始前、了结于试点之日后的贸易信贷,企业自主判断对其贸易外汇收支总量的影响;对于存在重大影响的,企业可采取网上或到外汇局现场报告的方式主动向外汇局报告。

问题 3: 保税监管区域企业(保税业务和非保税业务)是否要进行贸易信贷等业务报告?

答: 根据《货物贸易外汇管理试点指引》(简称试点指引),保税监管区域企业贸易外汇收支参照适用试点指引,保税监管区域外汇管理政策另有规定除外。因此,保税监管区域企业保税业务按照现行相关规定办理,企业无须进行义务性报告;非保税业务的贸易外汇收支需要按照试点法规进行贸易信贷等义务性报告。

此外,试点地区保税监管区企业其他相关业务均按保税与否区分适用的政策原则,企业经营非保税品业务应当遵照《试点指引》和《实施细则》等相关试点法规中有关 A 类企业适用政策。企业在金融机构办理业务前,需主动说明相关进出口是否为保税业务。

问题 4: 企业进出口报关金额与相应收付汇金额是否只要存在差额就需要进行差额报告?

答: 按照实施细则规定,差额报告是一种企业主动报告行为。对于单笔进口报关单金额与相应付汇金额、单笔出口报关单金额与相应收汇金额存在差额的,企业可根据该笔金额对其外汇收支与进出口匹配情况的影响程度,自主决定是否向所在地外汇局报告差额金额及差额原因等信息。

⁹ 我们根据《试点指引》及《实施细则》等相关试点法规判断,问题 1 中:“境内回款”的“境内”应改为“境外”。

问题 5: 监测系统企业端网上业务报告管理的预收货款报告中“修改”模块与“调整”模块有什么区别？

答: 预收货款报告的修改和调整同样都是对已报告的预收货款报告信息进行变更。

其中，预收货款报告修改操作的时间限制是，已报告预收货款的收汇日期与当前操作日期的时间跨度不超过 30 天（含）。在此情况下，企业可向前或向后调整预收货款报告的预计出口日期，增加或者减少预计出口日期所对应的预收金额。

预收货款报告调整操作的时间限制是，已报告预收货款的收汇日期与当前操作日期的时间跨度超过 30 天且预计出口日期在操作当月之后的。在此情况下，企业可拆分已报告预收货款的报告金额，企业可向后调整预收货款所报告预计出口日期。

问题 6: 30 天以上（不含）的预收货款或预付货款、90 天以上（不含）的延期收款或延期付款的进出口日期是以报关单的哪一个日期计算的？

答: 贸易信贷报告所涉及的进出口日期是指报关单上的进口、出口日期。

问题 7: 由于客观原因企业逾期未通过监测系统企业端进行贸易信贷业务报告时，应如何办理？

答: 根据《货物贸易外汇管理试点指引操作规程》中企业报告管理的规定，企业应提交相应材料到所在地外汇局现场报告，说明情况，包括未能及时通过监测系统企业端网上报告的原因、需报告的事项和具体内容等。

问题 8: 跨境贸易人民币业务企业是否需办理贸易信贷等业务报告？

答: 对于以人民币报关进出口且以人民币结算的跨境贸易，依据《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告 [2009] 第 10 号）进行办理的，无须进行贸易信贷等企业报告。

* 其他

问题 9: 试点地区企业在非试点地区银行办理贸易信贷业务时，非试点地区银行如何办理？

答: 根据汇发[2011]39 号文件，试点地区企业在非试点地区银行办理贸易信贷业务时，非试点地区银行无需为其办理预付货款信息核对和录入及延期收款和延期付款注销登记等手续。

问题 10: 试点之日前企业尚未核销的出口业务如何处理？

答: 根据汇发[2011]39 号文件，在 2011 年 12 月 1 日前出口且截至该日尚未核销的出口业务，企业不再办理出口收汇核销手续。

问题 11: 根据规定, 外汇局可随时降低分类等级, 金融机构办理每笔外汇收支业务是否都需打印企业的名录状态和分类状态?

答: 《实施细则》第十二条规定, 金融机构为企业办理贸易外汇收支业务时, 应当通过监测系统查询企业名录状态与分类状态。在实际操作, 金融机构可根据本机构具体操作流程和内控制度的规定打印并留存相关材料。

问题 12: 非试点地区金融机构在为试点地区企业办理业务时, 如何查询企业分类状态, 在办理出口收汇业务时是否需要进行联网核查?

答: 非试点地区银行在为试点地区企业办理业务时, 无法通过监测系统银行端查询其分类状态。银行可主动询问企业的分类状态, 企业应当主动向银行说明。

根据汇发[2011]39号文件, 试点地区的 B、C 类企业凭企业所在地外汇局出具的登记表在非试点地区银行办理贸易外汇收支业务, 其中 B 类企业暂由企业所在地外汇局实施电子数据核查; 对于试点地区 A 类企业, 非试点地区银行按照非试点地区现行出口收汇有关规定和 A 类进口企业适用措施办理。因此试点地区 A 类企业在非试点地区银行的出口收汇需由银行进行联网核查。

货物贸易外汇管理制度改革试点问题解答 第二期

* 名录管理

问题 1: 关于企业名录变动情况银行如何把握。

- (1) 企业在银行开立信用证时，名录状态为“A”，在收到单据准备付汇时，发现企业名录状态变更为“B”，银行针对此笔付汇时是否需要进行电子数据核查？
- (2) 企业在银行办理出口信用证业务，银行给企业进行出口融资，此时名录状态为“A”，在企业收回款项时，发现企业名录状态变更为“B”，银行针对此笔还款是否需要进行电子核查？

答: 根据汇发[2011]39号文所附《货物贸易外汇管理试点指引操作规程》，对于B类企业，银行在信用证开证和出口融资放款时进行电子数据核查。对于上述跨分类监管期的情形，企业成为“B”类时，已经办理了信用证开证或出口融资放款（当时无需进行电子数据核查），已经越过了“B”类企业电子数据核查的实施环节。因此，在企业信用证付汇和出口融资回款时，不需要电子核查。

问题 2: 试点地区企业在非试点地区银行办理贸易外汇收支业务时，非试点地区银行是否可以通过该银行在试点地区网点查询企业分类状态，而不需企业主动说明？

答: 可以通过该银行在试点地区网点查询企业分类状态。

* 贸易外汇收支

问题 3: 银行为企业办理待核查账户资金结汇或划转时，应当如何进行单证审核？

答: 试点地区银行为名录企业办理待核查账户资金结汇或划转，应当根据企业的分类状态，分别进行单证审核。

对A类企业的转口贸易、退汇以外的业务，若企业通过银行柜台办理国际收支申报和贸易外汇收支核查专用信息申报（以下简称收支申报）的，银行应当在审核企业填写的申报单证后，为企业办理待核查账户资金结汇或划出手续。若企业通过国际收支网上申报系统办理收支申报的，银行可先行根据企业的结汇或划转指令办理待核查账户资金结汇或划转，并在企业完成网上申报后，核对企业申报的待核查账户入账资金性质是否符合《货物贸易外汇管理试点指引实施细则》第十条规定的贸易外汇收入；对于两者不一致的，银行应当及时报告外汇局，外汇局将按规定对相关企业予以处理。

对 B 类企业的业务以及 A 类企业的转口贸易、退汇业务，银行应当在审核企业填写的申报单证或网上申报信息、提交的相应有效凭证和商业单据后，为企业办理待核查账户资金结汇或划出手续。

对 C 类企业的业务以及其他按规定应当凭登记表办理的业务，银行应当在审核企业填写的申报单证或网上申报信息、提交的登记表和登记表签注后，为企业办理待核查账户资金结汇或划出手续。

问题 4: 非试点地区企业在试点地区银行办理出口收汇业务时，由于企业需要办理核销，银行是否需要出具出口收汇核销专用联？

答: 根据汇发[2011]39 号文件，非试点地区的出口企业在试点地区银行办理贸易外汇收支业务的，银行按试点地区 A 类企业适用措施进行业务审核后，仍需出具出口收汇核销专用联。

* 企业报告

问题 5: A 类企业 90 天以上的延期付款，如果为 2011 年 5 月甚至更早的报关单，是必须在付款之前在监测系统中进行报告还是在付款后 30 天内进行报告？

答: 第一，关于 12 月 1 日前的贸易信贷是否需要补充报告。改革试点法规自 12 月 1 日起正式实施，试点开始后，企业发生的贸易信贷应当通过监测系统报告。对于债权或债务关系发生在试点开始前、了结于试点之日后的贸易信贷，企业自主判断对其贸易外汇收支总量的影响；对于存在重大影响的，企业可采取网上或到外汇局现场报告的方式主动向外汇局报告。

第二，关于贸易信贷报告时间点。预收、预付报告是在实际收款、付款发生之后，延收、延付报告是在实际出口、进口发生之后，故延期付款的报告时间不应当以最后实际付款为标准进行判断。

* 其他

问题 6: 为何有的企业最近的监测指标没有超过阈值，却被系统总量筛选为重点监测企业？

答: 监测系统按月汇总企业各类指标数据并根据总量筛选阈值档位筛选重点监测企业。汇总和筛选的时间点为每月第一个周末。其中，汇总计算截止上月末的企业各类指标数据，筛选则根据企业在前溯第 2 个月的总量筛选指标进行。例如，2011 年 12 月 3、4 日汇总计算截止 2011 年 11 月底的企业各类指标数据，按照既定档位对 2011 年 10 月的总量核查指标（核查期从 2010 年 11 月到 2011 年 10 月）筛选重点监测企业。以后各月照此类推。

货物贸易外汇管理制度改革试点问题解答 第三期

* 企业用户

问题 1: 企业如何开通货物贸易外汇监测系统网上业务?

答: 企业应到注册所在地外汇局办理名录登记、开通监测系统网上业务、并打印业务管理员 (ba) 的初始密码, 开通第二天可以登录应用服务平台添加业务操作员、分配权限并进行浏览器设置等工作, 具体操作方法详见应用服务平台主页“常用下载”栏目中的《货物贸易外汇监测系统 (企业版) 访问设置手册》。

问题 2: 无法访问应用服务平台主页, 如何处理?

答: 通常是用户输错网址, 正确网址为:

<http://asone.safesvc.gov.cn/asone/>

建议通过百度等搜索网站搜索“国家外汇管理局应用服务平台”, 通过点击显示的链接打开网页。

问题 3: ba 用户 (业务管理员) 和业务操作员用户有什么区别?

答: ba 用户是国家外汇管理局应用服务平台的业务管理员, 可为本企业新增/删除业务操作员、设置/修改业务操作员基本信息和权限、重置业务操作员密码。ba 用户不可以选择业务系统办理网上业务。

业务操作员是 ba 用户 (业务管理员) 建立的业务操作用户, 可以根据 ba 用户分配的一个或多个业务系统的权限选择相关业务系统办理网上业务。

问题 4: 企业用户登录应用服务平台时, 登录不成功。

答: 若企业是使用业务管理员 (ba 用户) 登录的:

情况一: 登录时提示“用户名不存在”。

该企业未开通应用服务平台服务, 需联系当地外汇局通过“货物贸易外汇监测系统”开通货物贸易外汇网上业务, 并打印 ba 用户的初始密码, 开通将在第二天生效。

情况二: 登录时提示“密码错误”。

企业用户忘记密码, 可联系当地外汇局通过“货物贸易外汇监测系统”为企业重置 ba 用户密码, 密码重置将在第二天生效。

若企业是使用业务操作员 (非 ba 用户) 登录的:

登录时提示“密码错误”, 应首先使用企业的业务管理员 (ba 用户) 登录, 为业务操作员重置密码后, 再使用该业务操作员用户登录, 办理业务。

问题 5: 企业登录应用服务平台后看不到货物贸易监测系统。

答: 若企业是使用业务管理员（ba 用户）登录的：

情况一： 登录成功，但为业务操作员分配权限时看不到“货物贸易外汇网上业务”。

该企业未开通“货物贸易外汇网上业务”，需联系当地外汇局通过“货物贸易外汇监测系统”开通货物贸易外汇网上业务，开通将在第二天生效。

情况二： 登录成功，但看不到“货物贸易外汇网上监测系统”，无法办理业务。

ba 用户只能用来管理业务操作员，不能用来办理业务。企业应使用非 ba 用户（业务操作员）代码登录系统办理业务。

若企业是使用业务操作员（非 ba 用户）登录的：

登录进入后无法看到监测系统，应首先使用企业的业务管理员（ba 用户）登录，为相应的业务操作员添加权限后再使用业务操作员用户登录，办理业务。

问题 6: 企业使用 ba 用户和初始密码登录后，按要求修改了 ba 用户初始密码，然后新建了业务操作员；随后使用业务操作员代码登录，修改了其初始密码。再次使用 ba 用户登录时，提示密码错误。

答: 企业用户自己修改 ba 用户或业务操作员密码时，新密码立即生效。由于进行上述操作时涉及密码较多，用户很可能将密码记错、混淆，建议其试下所有可能的密码，尤其要注意大小写问题，确实不行，需要去当地外汇局重置 ba 用户密码，重置第二天生效。

问题 7: 企业的业务操作员丢失/遗忘密码。

答: 可以向本企业业务管理员（ba）申请重置密码。企业业务管理员可以为本企业的业务操作员用户重置密码。

具体步骤如下：

1. 企业使用业务管理员（ba）登录应用服务平台（企业版）<http://asone.safesvc.gov.cn/asone/>，选择“国家外汇局应用服务平台”应用；
2. 选择“用户角色管理”模块下的“业务操作员维护”子模块，点击“查询”按钮，在查询结果列表中找到需要重置密码的业务操作员，点击该业务操作员的用户代码将进入“用户角色管理→业务操作员维护→明细”页面，在该页面中点击“重置密码”按钮，将把该业务操作员密码置为初始密码，密码重置即刻生效。

问题 8: 企业如何为业务操作员添加货物贸易外汇网上监测系统权限？

答: 可以从应用服务平台主页“常用下载”栏目中下载《货物贸易外汇监测系统（企业版）访问设置手册》按照手册进行相关操作。

问题 9: 使用系统操作时, 弹出对话框提示“会话超时, 请重新登录系统”、或“回调方法出错, 请检查自定义 load 回调函数”等。

答: 从应用服务平台主页“常用下载”栏目中下载《货物贸易外汇监测系统(企业版)访问设置手册》, 按照《访问设置手册》将受信站点、cookie 设置、弹出窗口设置等配置好后, 问题可以解决。

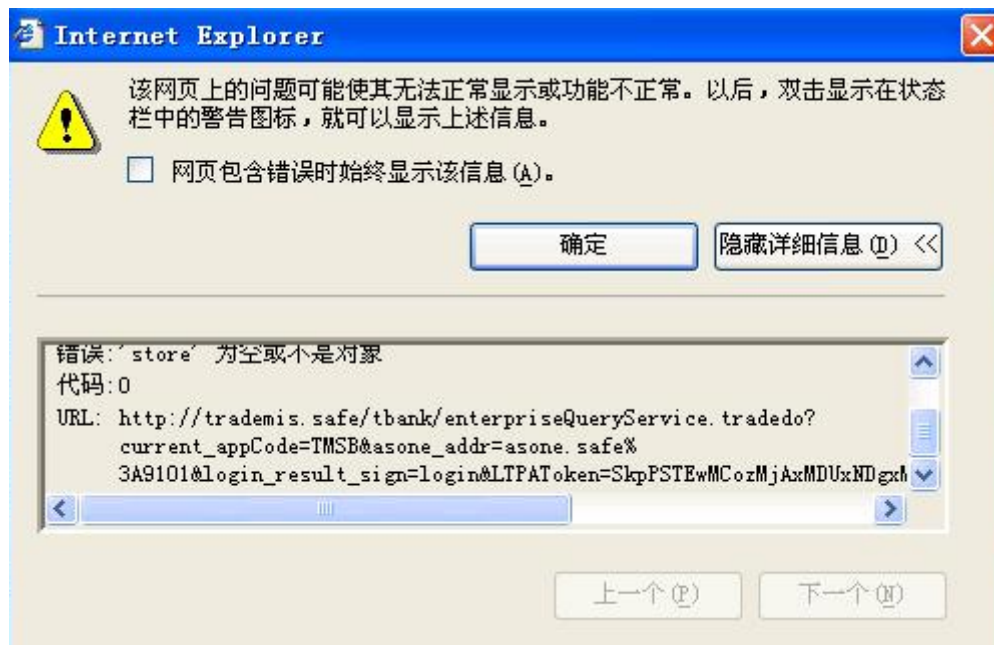
问题 10: 试点地区企业登录应用服务平台后, 只能看到货物贸易外汇监测系统, 为什么没有贸易收付汇核查系统?

答: 2011 年 12 月 1 日开始, 试点地区上线运行货物贸易外汇监测系统, 暂停使用出口收汇核报系统(含网上核销子系统)、贸易收付汇核查系统、贸易进口付汇监管系统、出口收结汇联网核查系统、中国电子口岸-进口付汇系统、贸易信贷登记管理系统以及出口收入存放境外管理辅助软件。

问题 11: 企业如何进行浏览器设置、Java 运行环境安装、打印设置、操作员增加和权限分配?。

答: 可以从应用服务平台主页“常用下载”栏目中下载《货物贸易外汇监测系统(企业版)访问设置手册》按照手册进行相关操作。

问题 12: 网页显示不正常, 错误脚本提示为“store 为空或不是对象”。



答: 如果已按照《访问设置手册》进行相关配置, 那么出现该问题是由于点击了系统中一个功能菜单后, 在系统没有显示出页面之前, 又点击了其它功能菜单, 那么在最后点击的功能页面显示出来后, 就会出现这样的脚本错误提示。

对于网络速度较慢的用户，建议用户在点击某个功能菜单后，等待页面显示完整后，再点击其它功能菜单。

* 外汇局用户

问题 1: 如何为企业重置业务管理员 (ba) 密码?

答: 企业的业务管理员 (ba) 若发生丢失/遗忘密码的情况，可以向所在地外汇局申请重置密码。外汇局可以使用业务操作员用户通过货物贸易外汇监测系统 (外汇局版) 为本外汇局辖内企业的业务管理员重置密码。

具体步骤如下:

1. 外汇局使用货物贸易外汇监测系统业务操作员用户登录应用服务平台 (外汇局版) <http://100.1.48.51:9101/asone/>，选择“货物贸易外汇监测系统 (外汇局版)”应用;
2. 选择“主体管理”模块下的“网上业务管理”子模块，选择“企业网上业务开通”功能，输入企业代码并点击“查询”按钮，在查询结果列表中选择需要重置密码的企业，然后点击“密码重置”按钮，将该企业的业务管理员密码置为初始密码，然后点击“查看密码”按钮将重置后的初始密码告诉企业，密码重置将在第二天生效。

问题 2: 如何为银行重置业务管理员 (ba) 密码?

答: 银行网点的业务管理员 (ba) 若发生丢失/遗忘密码的情况，可以向所在地外汇局申请重置密码。外汇局可以使用业务管理员 (tradeba) 为本外汇局辖内银行网点的业务管理员重置密码。

具体步骤如下:

1. 外汇局使用货物贸易外汇监测系统业务管理员 (tradeba) 登录应用服务平台 (外汇局版) <http://100.1.48.51:9101/asone/>，选择“国家外汇管理局应用服务平台”应用;
2. 选择“用户角色管理”模块下的“业务管理员维护”子模块，选择“银行业务管理员密码重置”功能，在“金融机构标识码”输入框中输入需要重置密码的银行网点的金融机构标识码，然后点击“确定”按钮，将该银行网点的业务管理员密码置为初始密码，密码重置即刻生效。

问题 3: 如何为外汇局重置业务管理员 (ba) 密码?

答: 外汇局的业务管理员 (tradeba) 若发生丢失/遗忘密码的情况，可以向上级外汇局申请重置密码。外汇局可以使用业务管理员 (tradeba) 为辖内外汇局的业务管理员 (tradeba) 重置密码。

具体步骤如下:

1. 外汇局使用货物贸易外汇监测系统业务管理员 (tradeba) 登录应用服务平台 (外汇局版)

<http://100.1.48.51:9101/asone/>，选择“国家外汇管理局应用服务平台”应用；

2. 选择“用户角色管理”模块下的“业务管理员维护”子模块，选择“外汇局业务管理员密码重置”功能，“应用系统”下拉框中选择“货物贸易外汇监测系统（外汇局版）”，在“外汇局代码”输入框中输入需要重置密码的外汇局的外汇局代码，然后点击“确定”按钮，将把该外汇局的业务管理员密码置为初始密码，密码重置即刻生效。

问题 4： 如何为外汇局重置业务操作员密码？

答： 外汇局的业务操作员用户若发生丢失/遗忘密码的情况，可以向本外汇局业务管理员（tradeba）申请重置密码。外汇局业务管理员可以为本外汇局的业务操作员用户重置密码。具体步骤如下：

1. 外汇局使用货物贸易外汇监测系统业务管理员（tradeba）登录应用服务平台（外汇局版）
<http://100.1.48.51:9101/asone/>，选择“国家外汇管理局应用服务平台”应用；
2. 选择“用户角色管理”模块下的“业务操作员维护”子模块，点击“查询”按钮，在查询结果列表中找到需要重置密码的业务操作员，点击该业务操作员的用户代码将进入“用户角色管理→业务操作员维护→明细”页面，在该页面中点击“重置密码”按钮，将把该业务操作员密码置为初始密码，密码重置即刻生效。

问题 5： 新增企业档案时提示“请检查企业代码”，无法保存该企业档案。

答： 监测系统对于企业代码有校验功能，使用组织机构代码的编码规则进行校验，不符合规则的不能保存。出现该问题请检查企业的“组织机构代码证”上的代码。

问题 6： 使用系统操作时，弹出对话框提示“会话超时，请重新登录系统”、或“回调方法出错，请检查自定义 load 回调函数”等。

答： 从应用服务平台主页“常用下载”栏目中下载《货物贸易外汇监测系统（外汇局版）访问设置手册》，按照《访问设置手册》将受信站点、cookie 设置、弹出窗口设置等配置好后，问题可以解决。

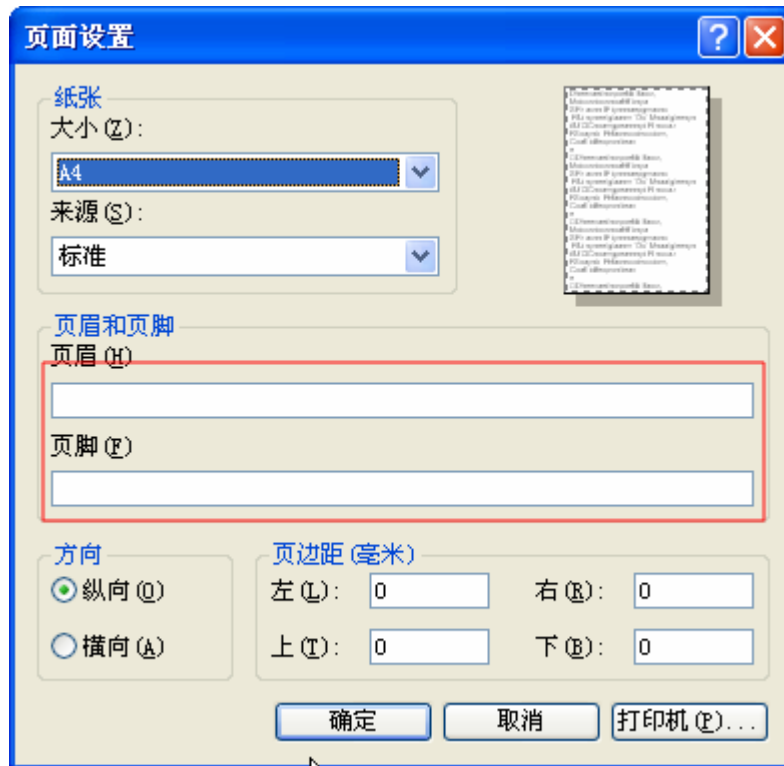
问题 7： 使用系统打印功能出现错误提示如何处理？

答： 从应用服务平台主页“常用下载”栏目中下载《货物贸易外汇监测系统（外汇局版）访问设置手册》，按照《访问设置手册》安装 Java 运行环境，并将受信站点、cookie 设置、弹出窗口设置等配置好后，问题可以解决。

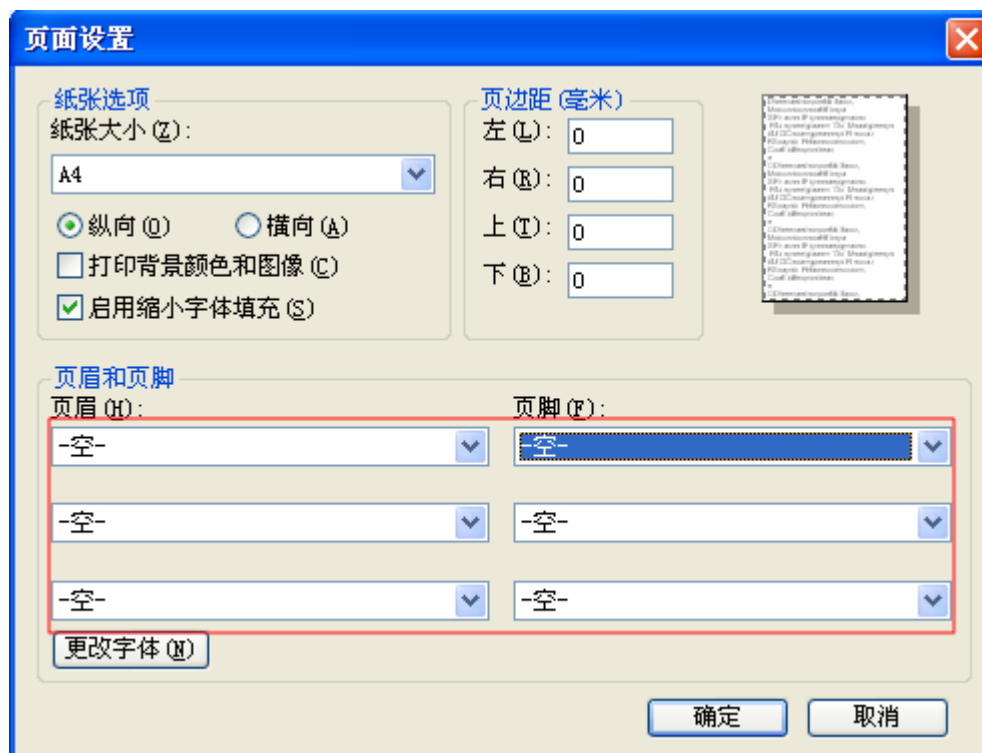
问题 8： 打印通知书和告知书时，页眉和页脚位置会打印出“页码”和“URL 地址”等信息，如何处理？

答： 打印“现场核查通知书”和“分类结论告知书”时，有的客户端会在页眉和页脚位置会打印出“页码”和“URL 地址”信息等无用的信息。解决方法为：

在 IE6 和 IE7 浏览器中，点击 IE 菜单中的“文件”，选择“页面设置”，将页眉和页脚打印内容删除为空，参见下图：



在 IE8 浏览器中，点击 IE 菜单中的“文件”，选择“页面设置”，页眉和页脚全部选择“-空-”选项，参见下图：



问题 9: 系统中某家企业所属外汇局与实际情况不符如何处理？

答: 通过“企业档案查询”功能查询该企业在系统中的所属外汇局，联系其所属分局，由该分局使用系统中的“企业所属外汇局信息管理”功能将该企业在系统中的所属外汇局变更为实际的所属外汇局，变更将在第二日生效。

*** 银行用户**

问题 1: 银行如何开通货物贸易外汇监测系统网上业务？

答: 银行网点在取得金融机构标识码赋码后，应到注册所在地外汇局办理开通监测系统网上业务，业务管理员（ba）的初始密码向其总行获取或通过其总行向国家外汇管理局获取。

开通第二天可以登录应用服务平台、添加业务操作员、分配权限并进行浏览器设置等工作，可以从应用服务平台主页“常用下载”栏目中下载《货物贸易外汇监测系统（银行版）访问设置手册》按照手册进行相关操作。

问题 2: 业务管理员（ba）若发生丢失/忘记密码如何处理？

答: 银行网点的业务管理员（ba）若发生丢失/忘记密码的情况，可以向所在地外汇局申请重置密码。外汇局可以把该银行网点的业务管理员密码置为初始密码，密码重置即刻生效。

问题 3: 业务操作员若发生丢失/忘记密码如何处理？

答: 银行网点的业务操作员用户若发生丢失/忘记密码的情况，可以向本银行网点业务管理员（ba）申请重置密码。银行网点业务管理员可以为本银行网点的业务操作员用户重置密码。具体步骤如下：

1. 银行网点使用业务管理员（ba）登录应用服务平台（银行版）<http://asone.safe:9101/asone/>，选择“国家外汇管理局应用服务平台”应用；
2. 选择“用户角色管理”模块下的“业务操作员维护”子模块，点击“查询”按钮，在查询结果列表中找到需要重置密码的业务操作员，点击该业务操作员的用户代码将进入“用户角色管理→业务操作员维护→明细”页面，在该页面中点击“重置密码”按钮，将把该业务操作员密码置为初始密码，密码重置即刻生效。

问题 4: 使用系统操作时，弹出对话框提示“会话超时，请重新登录系统”、或“回调方法出错，请检查自定义 load 回调函数”等。

答: 从应用服务平台主页“常用下载”栏目中下载《货物贸易外汇监测系统（银行版）访问设置手册》，按照《访问设置手册》将受信站点、cookie 设置、弹出窗口设置等配置好后，问题可以解

决。

问题 5: 使用系统打印功能出现错误提示如何处理?

答: 从应用服务平台主页“常用下载”栏目中下载《货物贸易外汇监测系统（银行版）访问设置手册》，按照《访问设置手册》安装 Java 运行环境，并将受信站点、cookie 设置、弹出窗口设置等配置好后，问题可以解决。

货物贸易外汇管理制度改革试点问题解答 第四期

* 贸易外汇收支

问题 1: 企业退汇支出时, 银行支付款项是从企业经常项目外汇账户支出还是从企业待核查账户支出?

答: 从企业经常项目外汇账户支出。待核查账户的支出范围为结汇或划入企业经常项目外汇账户, 以及经外汇局登记的其他外汇支出。

问题 2: 贸易融资放款及境外回款无需通过待核查账户, 是否需要通过外汇贷款专户? 回款是指本金和费用部分还是全部回款?

答: 贸易融资放款及境外回款可直接进入经常项目外汇账户, 无需通过外汇贷款专户。贸易融资回款指全部回款。

问题 3: 有网点在办理某企业来料加工工缴费结汇环节, 发现有客户提供的报关单工缴费金额与收汇金额差距较大, 此种情况下银行该如何掌握?

答: 对 A 类企业, 银行审核企业填写的申报单证并完成申报后, 即可为企业办理待核查账户资金结汇或划出手续; 对 B 类企业, 银行还需按规定审核出口报关单、出口合同等有效凭证和商业单据, 发现企业提交的交易单证与贸易收汇状况不一致的, 不得为其办理相关业务, 并应当及时向外汇局报告企业存在的异常或可疑贸易外汇收支行为。

问题 4: A 类企业来料加工超比例业务是否需要做特殊核查处理?

答: 按照试点的政策法规, 对 A 类企业来料加工超比例业务无需做特殊核查处理。

问题 5: 根据《货物贸易外汇管理试点指引实施细则》(以下简称《实施细则》), 企业在收款后办理结汇时需要提供合同, 但是因多种因素, 企业无法提供与收汇金额完全相符的合同或发票, 导致企业无法及时结汇。

答: 《实施细则》中规定, 对于 A 类企业办理收汇或结汇时, 提供贸易便利化, 无须提供合同或发票; 而对于 B 类企业或 C 类企业须提供相关业务背景资料审核。

问题 6: 核销制度改革后, 12 月 1 日之前企业的待核查账户沉淀的余额(如改革前因额度不足不能转出等原因)应如何处理? 对于 12 月 1 日前入待核查账户但未领取出口收汇核销专用联的, 银行是否出具出口核销专用联?

答: 试点地区 A 类企业 12 月 1 日前待核查账户沉淀资金的结汇或划转业务, 可凭国际收支申报单证在试点地区银行办理, 试点地区 B、C 类企业则需凭外汇局出具的登记表办理, 银行无需为企

业出具出口收汇核销专用联。

问题 7: 贸易外汇收入在结汇或划转时, 银行要根据企业不同分类审查相应单证和申报凭证, 那么, 贸易外汇收入在收汇解付入待核查账户环节, 银行是否也要根据企业不同分类审查并留存相关单证?

答: 贸易外汇收入在解付入待核查账户环节, 银行无需查询企业分类及审核相关单证。在结汇或划转环节, 银行应查询企业名录及分类。对不在名录企业, 不得办理结汇或划转, 银行应当在及时通知该企业办理名录登记。

问题 8: 货物贸易进口付汇业务审核, 要求“金融机构为企业办理付汇或开证手续时, 应当审核企业填写的支出申报单证”, 但是在实际业务中, 开证时是不需要填写支出申报单证的, 而是在付款/承兑时填写。那么这里指的是企业需要在开证时提供一份盖章的空白支出申报单证吗?

答: 金融机构仅需在实际付汇时审核企业填写的申报单证, 开证时应按照国际惯例进行审核, 无需提供盖章的空白支出申报单证。

问题 9: 货到付款项下的 A 类企业进口付汇, 若企业只提供合同, 是否还需要提供进口报关单信息以用以国际收支的申报?

答: 国际收支申报单证上的进口报关单号码应由企业自行填写, 银行无须核对报关单。

问题 10: 企业办理提前购汇, 银行在受理时是否需要审核相关凭证? 企业可否提前将购汇资金转至该公司在其他银行开立的同名同性质账户中?

答: 企业在办理提前购汇时, 无需提交相关资料。企业购汇后可直接划转至其经常项目账户, 同时可以将资金划至该公司在其他银行开立的同名同性质账户中, 在企业实际用于支付时, 外汇指定银行应根据相关政策要求审核其相应单证。

* 企业报告

问题 11: 企业的贸易信贷报告到期后, 是否需要删除?

答: 贸易信贷等各类报告到期后均不需要做删除或注销处理。

* 其他

问题 12: 货物贸易外汇政策是否适用跨境人民币业务? 如 B 类企业是否需要核注额度? C 类企业是否依照登记管理等。

答：对于符合《跨境贸易人民币结算试点管理办法》（中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会公告[2009]第 10 号）规定的，同时以人民币报关和结算的跨境贸易，企业无需进行贸易信贷等义务性报告，B 类企业无需由金融机构核注额度，C 类企业无需办理登记。企业外币报关、人民币结算或人民币报关、外币结算的跨境贸易，适用货物贸易外汇管理改革试点政策，企业应当按规定向外汇局进行报告，B、C 类企业应当按照试点分类管理措施办理贸易外汇收支业务。

货物贸易外汇管理制度改革试点问题解答 第五期

* 贸易外汇收支

问题 1: 非试点地区银行为试点地区企业办理预收货款业务时, 是否需要进入待核查账户, 是否需要进入预收货款额度扣减。

答: 试点期间, 试点地区企业无需进行预收货款登记; 非试点地区银行为试点地区企业办理的预收货款需要进入待核查账户, 不进行预收货款额度扣减。试点地区企业凭所在地外汇局出具的《登记表》在非试点地区银行办理贸易信贷相关业务。

问题 2: 非试点地区银行为试点地区企业办理出口退汇时, 依据现行出口有关规定试点地区企业需出具《已冲减出口收汇/核销证明》; 但试点地区外汇局已暂停使用出口收汇核报系统, 银行应如何办理?

答: 根据汇发[2011]40 号文规定, 试点地区企业在非试点地区银行办理出口退汇业务时, 需凭所在地外汇局出具的纸质《登记表》办理退汇业务, 无需按原有规定让企业提供《已冲减出口收汇/核销证明》。

* 企业报告

问题 3: A 类企业的 90 天以上的延期收、付汇以及 90 天以上的信用证付汇都需要进行义务性报告, A 类企业是否报告 90 天以上的信用证收汇?

答: 根据《货物贸易外汇管理试点指引》(国家外汇管理局公告 2011 年第 2 号) 规定, A 类企业 30 天以上的预收货款或预付货款、90 天以上的延期收款或延期付款都需要进行义务性报告, 企业应在规定期限内向外汇局进行报告。

不属于义务性报告范畴却可能造成企业资金流与货物流指标比率异常的企业贸易信贷及相关事项, 如 A 类企业 90 天以上的信用证收汇且金额在 1 万美元以上的, 建议企业主动进行报告。

问题 4: 进料加工项下进口付汇存在出口抵扣的情况, 进口和出口可能跨越几个月度甚至跨年, 因此对企业的资金流和货物流的匹配产生较大影响。企业是否应该主动报告?

答: 一般情况下, 如果进料加工抵扣行为在 12 个月之内完成的, 无须进行报告。如果抵扣行为的时间跨度超过一年且抵扣金额超过 1 万美元的, 建议企业主动报告。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。